

2017年6月1日

個人からいただく寄附金の税額控除のお知らせ（賛助会員会費も含む）

2017年4月に公益財団法人日本学生航空連盟は個人のかたからのご寄附をお受けするにあたり、ご寄附いただく方々により有利な「税額控除対象法人」の適用を受けることになりました。

1. 所得税

公益法人に対する個人の寄附金に対する優遇措置です。

- 所得控除では $[\text{所得金額} - (\text{寄附額}(*\text{注}) - 2000 \text{円})] \times \text{所得税率} = \text{税額}$
- 税額控除では $\text{所得金額} \times \text{所得税率} - [(\text{寄附額}(*\text{注}) - 2000 \text{円}) \times 40\%] = \text{税額}$

*注) 寄附額の内、所得控除額は総所得金額の40%相当額が限度

所得税率	10%	20%	23%	33%	40%	45%
所得控除	800円	1600円	1840円	2640円	3200円	3600円
税額控除	3200円	3200円	3200円	3200円	3200円	3200円

税額控除額は総所得額の25%が限度

例) 10000円を寄附していただいた場合の所得税の控除額比較

2. 住民税

都道府県又は市区町村が条例で指定した寄附金は住民税額から控除されます。但し学連は東京都のみで条例指定されています。

3. 相続税

個人が相続財産を公益法人に贈与した場合、非課税となります。

4. みなし譲渡所得課税

個人が財産を公益法人に贈与した場合、その贈与が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献に著しく寄与するなど一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたときは非課税になります。

5. 法人税

法人が支出する寄附金はその法人の資本金、所得額に応じた一定の限度額までが損金に入ります。このとき公益法人に対する寄附については一般寄付金の損金算入限度額とは別に別枠の損金算入限度額が設けられています。

個人・法人によりケースバイケースですので詳しくは税務署にお問い合わせください。

以上